

令和元年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会 会議録第1号

招集年月日	令和元年8月27日					
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場					
開閉の日時 及び宣告	開 会	令和元年8月27日	午後2時20分	副議長	片渕栄二郎	
	閉 会	令和元年8月27日	午後3時29分	議 長	坂口 久信	
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
	1番	北川政次	○	10番	水川一哉	○
	2番	吉川里己	○	11番	三谷英史	○
	3番	川原千秋	○	12番	山田恭輔	○
	4番	藤田洋一郎	○	13番	西原好文	○
	5番	角田一美	○	14番	田島健一	○
	6番	福井正	○	15番	片渕栄二郎	○
	7番	村上大祐	○	16番	永淵孝幸	○
	8番	田中政司	×	17番	坂口久信	○
	9番	山下芳郎	○			
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	管 理 者	小松政	○	消 防 長	吉岡和久	○
	副 管 理 者	樋口久俊	○	消 防 次 長	嶋江克彰	○
	事 務 局 長	永尾淳一	○	消防次長兼警防課長	池田真二	○
	会 計 管 理 者	山田英昭	○	消防本部総務課長	江上新治	○
	事務局次長兼総務課長	白仁田和哉	○	消防本部予防課長	國廣政秀	○
	電子計算センター所長	山口晃樹	○	消防本部通信指令課長	藤井徳弘	○
	電子計算センター参事	田中隆一	○	監 査 委 員	西川平七	○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	馬場隆	○			
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	大串恭隆	○			
介護保険事務所業務課長	寺山理津子	○				
議事日程	別紙のとおり					
会議付議事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

杵藤地区広域市町村圏組合議会 8月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 会期日程について

(1) 会 期 令和元年 8月27日 (火) 1日間

(2) 日 程

月・日 (曜)	摘 要
8月27日 (火)	開会・開議 (午後2時) 議長報告 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 杵藤地区広域市町村圏組合議会議長の選挙について 議案の一括上程 (管理者の提案事項に関する説明) 議案審議 (第17号議案～第26号議案) (質疑・討論・採決) 閉会

2. 議事日程について

議事日程	
令和元年 8 月 27 日（火曜日） 午後 2 時 00 分 開議	
日程第 1	議長報告
日程第 2	議席の指定
日程第 3	会議録署名議員の指名
日程第 4	会期の決定
日程第 5	杵藤地区広域市町村圏組合議会議長の選挙について
日程第 6	議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）
日程第 7	第17号議案 杵藤地区広域市町村圏組合公告式条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第 8	第18号議案 杵藤葬斎公園設置及び管理条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第 9	第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例
	（質疑・討論・採決）
日程第10	第20号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について
	（質疑・討論・採決）
日程第11	第21号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第12	第22号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第13	第23号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定
	（質疑・討論・採決）
日程第14	第24号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
	（質疑・討論・採決）

日程第15	第25号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）
	（質疑・討論・採決）
日程第16	第26号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）
	（質疑・討論・採決）
閉 会	

午後 2 時20分 開会

○議長（片渕栄二郎君）

これより 8 月定例会に移ります。

本日、欠席議員がありますので、報告いたします。

8 番田中議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、令和元年杵藤地区広域市町村圏組合議会 8 月定例会は成立いたしました。

これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程表のとおりでございます。

議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 議長報告

○副議長（片渕栄二郎君）

日程第 1. 議長報告であります。

このたびの太良町議会議員選挙において見事当選されるとともに、組合規約第 5 条第 2 項の規定によりまして、太良町議会から坂口久信氏が組合議員に就任されました。御当選を心からお祝い申し上げますとともに、就任の報告を申し上げます。

ここで就任されました坂口議員より挨拶を受けたいと思います。

○坂口久信君

太良町議会の坂口です。今後とも皆さんの御指導のもと一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（片渕栄二郎君）

どうもありがとうございました。

日程第 2 議席の指定

○副議長（片渕栄二郎君）

次に、日程第 2. 議席の指定を行います。

ただいま御報告申し上げましたとおり、本組合の議員に就任されました坂口久信議員の議席番号を17番と指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○副議長（片渕栄二郎君）

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員として、

3番 川原千秋 議員

11番 三谷英史 議員

12番 山田恭輔 議員

の3名を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○副議長（片渕栄二郎君）

日程第4．会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は本日8月27日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（片渕栄二郎君）

御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は8月27日の1日間とすることに決定しました。

日程第5 杵藤地区広域市町村圏組合議会議長の選挙について

○副議長（片渕栄二郎君）

日程第5．杵藤地区広域市町村圏組合議会議長の選挙についてであります。

坂口久信氏の議長としての任期が本年8月10日で満了いたしましたので、地方自治法第103条第1項の規定に基づき議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定による投票による方法と、同条第2項の規定による指名推選による方法がありますが、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（片渕栄二郎君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名推選につきましては選考委員を選出して推薦したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（片渕栄二郎君）

御異議ないものと認めます。

次に、選考委員の選出についてお諮りします。

選考委員は構成市町から各1名の計7名で構成したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（片渕栄二郎君）

御異議ないものと認めます。

それでは、直ちに構成市町から各1名の選考委員を選んでいただき、別室にて御協議をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時26分 休憩

午後2時30分 再開

○副議長（片渕栄二郎君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで選考委員の代表の方から議長の選考結果について御報告をお願いします。

○7番（村上大祐君）

それでは、私から報告をさせていただきたいと思います。

慎重に協議をいたしました結果、17番坂口議員を推薦することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○副議長（片渕栄二郎君）

ありがとうございました。

ただいま選考委員の代表の方から17番坂口久信議員を指名推選したい旨の御報告がございましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（片渕栄二郎君）

御異議ないようですので、17番坂口久信議員を杵藤地区広域市町村圏組合議会議長に指名いたします。

お諮りします。ただいま指名されました坂口久信議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（片渕栄二郎君）

御異議ないものと認めます。よって、坂口久信議員が杵藤地区広域市町村圏組合議会議長に当選されました。

本席から坂口久信議員が議長に当選されたことを告知いたします。

ここで新しく議長に当選されました坂口久信議員より議長就任の挨拶をお願いしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

再度皆さんのお力で就任させていただきました。今後とも議会のスムーズな運営、そしてまた、各市町が少しでも発展するように尽力したいと思っております。どうぞ皆さんの御協力をよろしくお願いします。（拍手）

○副議長（片渕栄二郎君）

ありがとうございました。

それでは、坂口議長に議長席にお着きいただきます。

皆様の御協力ありがとうございました。（拍手）

〔坂口議長、議長席へ移動〕

○議長（坂口久信君）

それでは、皆さん御協力をひとつよろしくお願いいたします。

日程第6 議案の一括上程（管理者の提案事項に関する説明）

○議長（坂口久信君）

それでは、日程第6．議案の一括上程であります。

第17号議案から第26号議案までの10議案を一括して上程いたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（小松 政君）

皆さんこんにちは。本日ここに令和元年杵藤地区広域市町村圏組合議会8月定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございます。

先ほど御報告がありましたとおり、さきの太良町議会議員選挙におきまして見事当選され、

太良町議会議長に就任されました坂口議長さん、まことにおめでとうございます。また、組合議会の議長への再選についても改めておめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

今後も坂口議長、片渕副議長の御指導を仰ぎながら、議員の皆様方とともに、この杵藤地区広域市町村圏組合が発展するべく努力を重ねていく所存でございます。これまで同様、御尽力賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案しております議案につきまして、その概要を説明いたします。

提案いたしました案件は、条例3件、規約の変更に係る協議1件、決算認定3件及び補正予算3件の合計10件でございます。

第17号議案は、組合庁舎の移転に伴い、条例公布の掲示板を変更する必要があるため、条例を改正するものでございます。

第18号議案は、消費税増税に伴い、葬斎公園使用料の一部を改正する必要があるため、条例を改正するものでございます。

第19号議案は、先ほどの葬斎公園使用料の改正同様、消費税増税に伴い、消防手数料の一部を改正する必要があるため、条例を改正するものでございます。

第20号議案は、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更に係る協議について、西佐賀水道企業団の組合からの脱退に伴い、規約の変更に ついて地方自治法第290条の規定により協議をお願いするものでございます。

第21号議案から第23号議案までの平成30年度一般会計及び特別会計の決算認定については、後ほど会計管理者が概要を御説明いたします。

第24号議案から第26号議案までの令和元年度一般会計及び特別会計の補正予算は、平成30年度決算に伴う繰越金の計上及び負担金調整などを主に行うものでございます。

なお、詳細につきましては議案審議の際それぞれ御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

ありがとうございました。

日程第7 第17号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第7．第17号議案 杵藤地区広域市町村圏組合公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（永尾淳一君）

第17号議案 杵藤地区広域市町村圏組合公告式条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書1ページをお願いします。

杵藤地区広域市町村圏組合事務所の移転に伴い、条例公布の掲示を行う掲示場を武雄市役所から杵藤地区広域市町村圏組合に改める必要があるため、条例の一部を改正するものです。

施行日は令和元年9月24日です。

議案説明資料1ページに新旧対照表を添付しております。

御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第17号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議がないものと認めます。よって、第17号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第8 第18号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第8. 第18号議案 杵藤葬斎公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（永尾淳一君）

第18号議案 杵藤葬斎公園設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書2ページをお願いします。

葬斎公園使用料の遺骸保管料について、消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴い、条例の一部を改正するものです。

施行日は令和元年10月1日です。

議案説明資料の2ページに新旧対照表を添付しております。

御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（坂口久信君）

説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第18号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第9 第19号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第9. 第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○消防長（吉岡和久君）

それでは、第19号議案 杵藤地区広域市町村圏組合消防手数料条例の一部を改正する条例

について御説明申し上げます。

議案書の3ページをごらんください。

今回の改正につきましては、令和元年10月1日に予定されております消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴いまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額の標準を引き上げる改正が行われたことによりまして、条例を改正するものでございます。

改正の内容は、消費税及び地方消費税の税率の引き上げにより、その積算に増額の影響を受けることになる手数料のうち、直近の人件費や物件費等の変動を加味した試算を行い、それでもなお、現行に比べて増額となるものが改定の対象となっております。

議案説明資料3ページの新旧対照表をごらんください。

今回、改正の対象となるものは、別表の3の項中、危険物の貯蔵最大数量に応じた浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請にかかわる審査手数料を増額改定するものです。

また、施行日を令和元年10月1日とするものです。

以上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第19号議案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議がないものと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決いたしました。

日程第10 第20号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第10、第20号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（永尾淳一君）

第20号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について御説明いたします。

議案書4ページ、5ページをお願いします。

地方自治法第286条第1項の規定により、西佐賀水道企業団が佐賀県市町総合事務組合から脱退することに伴い、別紙のとおり佐賀県市町総合事務組合同規約を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものです。

施行日は令和2年4月1日です。

5ページに別紙、議案説明資料4ページから6ページに新旧対照表を添付しております。

御審議よろしくお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。第20号議案については原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決いたしました。

しばらくお待ちください。

〔西原監査委員、監査委員席へ移動〕

日程第11～第13 第21号議案～第23号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第11. 第21号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定、日程第12. 第22号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定、日程第13. 第23号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○会計管理者（山田英昭君）

それでは、第21号議案から第23号議案までの平成30年度一般会計及び特別会計の決算認定について歳入歳出決算書により御説明申し上げます。

最初に、第21号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算書1ページから歳入を記載しております。

3ページ、4ページをお願いいたします。

歳入合計で、調定額、収入済額ともに44億3,566万1,090円で、収入未済額はございません。

1ページ、2ページをお願いします。

歳入項目ごとに記載しておりますその主なものについて御説明申し上げます。

1款. 分担金及び負担金は、収入済額26億2,989万4,120円でございます。構成市町と介護保険特別会計からの負担金で、収入全体の59.3%を占めております。

6款. 繰入金の収入済額11億9,571万793円は、統合庁舎建設事業に伴い消防施設整備基金から、焼却施設棟解体事業及び新火葬場建設事業に伴いふるさと市町村圏基金から繰り入れたものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

5ページ、6ページをお願いします。

歳出合計でございますが、支出済額42億1,080万5,925円で、不用額2億6,277万9,195円で、全体の執行率は94.1%でございます。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款. 総務費は、支出済額3億7,063万4,117円で、支出総額に占める割合は8.8%で、不用額452万6,883円の主な要因につきましては需用費等の減によるものでございます。

4 款. 衛生費は、支出済額 4 億 2,264 万 8,709 円で、支出総額の 10.0% を占め、不用額 2,345 万 2,291 円の要因は焼却施設棟解体事業費等の減によるものでございます。

5 款. 消防費は、支出総額 32 億 8,016 万 8,746 円で、支出総額の 77.9% を占め、不用額 2 億 662 万 374 円の主な要因は統合庁舎及び高機能司令室棟整備事業費等の減によるものでございます。

以上の結果、7 ページに記載しておりますとおり、歳入歳出差引額 2 億 2,485 万 5,165 円となっております。

8 ページから 47 ページは事項別明細書でございます。

96 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。

平成 30 年度一般会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額 2 億 2,485 万 5 千円となっております。

続きまして、第 22 号議案 平成 30 年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書の 50 ページ、51 ページをお願いします。

歳入合計ですが、収入済額 173 億 5,628 万 5,539 円、不納欠損額 2,540 万 5,977 円、収入未済額 1 億 663 万 1,216 円となっております。不納欠損、収入未済額とも保険料でございます。

48 ページ、49 ページをお願いします。

歳入の主なものについて申し上げますと、4 款. 国庫支出金が 42 億 4,021 万 3,682 円で、歳入全体の 24.4% を占めております。

次いで、5 款. 支払基金交付金が 41 億 7,872 万 5 千円で、24.1%。

1 款. 保険料が 34 億 8,831 万 9,963 円で、20.1%。

2 款. 分担金及び負担金が 24 億 6,068 万 8 千円で、14.2%。

6 款. 県支出金が 23 億 7,064 万 7,132 円で、13.7% となっております。

54 ページ、55 ページをお願いします。

歳出合計は支出済額 168 億 1,792 万 7,866 円で、執行率は 96.6% でございます。

52 ページ、53 ページをお願いします。

歳出の主なものを申し上げます。

2 款. 保険給付費が支出済額 150 億 4,160 万 6,027 円で、支出総額の 89.4% を占めておりま

す。

次いで、3款. 地域支援事業費が8億7,242万3,969円で、5.2%。

6款. 諸支出金が3億6,439万8,234円で、22%。

1款. 総務費が3億4,292万5,234円で、2%となっております。

以上によりまして、55ページに記載しております歳入歳出差引残額は5億3,835万7,673円となっております。

56ページから87ページまでは事項別明細書でございます。

97ページをお願いします。

平成30年度介護保険特別会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引いた5億3,835万8千円となっております。

続きまして、第23号議案 平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

88ページ、89ページをお願いします。

歳入合計は、調定額、収入済額ともに528万2,357円で、収入未済額はございません。

1款. 財産収入は、ふるさと市町村圏基金の運用収入。

2款. 繰入金は、ふるさと市町村圏基金と同基金の運用益積立金からの繰入金。

3款. 繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

90ページ、91ページをお願いします。

歳出は、1款. ふるさと市町村圏事業費、支出済額は503万1,310円で、執行率が95.2%でございます。事業費の不用額15万1,690円は、構成市町に配分した事業費の中で未執行となった分につきまして、令和元年度に繰り越して対象市町で再配分するものでございます。

歳出合計の支出済額は503万1,310円、不用額25万1,690円でございます。

歳入歳出差引残額は25万1,047円となっております。

92ページから95ページまでは事項別明細書でございます。

98ページをお願いします。

平成30年度ふるさと市町村圏特別会計の実質収支額は、歳入総額から歳出総額を差し引きました25万1千円となっております。

99ページから財産に関する調書、106ページには平成30年度の市町別負担金一覧表を掲載しておりますので、御参照ください。

以上、第21号議案から第23号議案までの平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（坂口久信君）

ただいま説明がありました決算認定3議案については、西川監査委員、西原監査委員の両名から決算審査を受けております。

それでは、ここで監査委員からの審査結果の報告をお願いいたします。

○監査委員（西川平七君）

それでは、平成30年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の平成30年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書をごらんいただきたいと思ひます。御確認お願ひをいたします。

この資料を1枚お開きいただきまして、1ページの審査の概要を御確認いただきたいと思ひます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、審査に付されました平成30年度の杵藤地区広域市町村圏組合の一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算につきまして、去る7月24日、本会議場におきまして西原監査委員とともに審査を実施いたしました。

審査に当たりましては、決算書及び附属書類を関係の帳簿等、あるいは審査に必要な書類と照合いたし、また、関係職員に説明を求め、慎重に審査を実施したところでございます。その結果、決算の内容、計数ともに適正に計上、表示されております。

また、財政の運営及び予算の執行状況も的確に執行され、財政運営の効率化と経費の節減にも努められており、健全な財政運営をするための負担金収納や歳計現金の預金方法等についても効果的で安全な運営がなされております。実質収支及び財産に関する調書につきましても正確かつ適正に処理をされております。

以上、審査の方法や結果を集約して申し上げますが、詳細にわたりましてはお手元の決算審査意見書の2ページ以降に申し上げますので、ごらんいただきたいと思ひます。

なお、本審査意見書は、地方自治法第233条第4項の規定に基づきまして監査委員両名の合議による意見であることをまずもって御報告申し上げます。

恐れ入りますが、意見書の10ページ、11ページをお開きいただきたいと思ひます。

ここに審査結果の総合意見ということで、審査に当たり感じた所見を部門ごとに簡単に述べております。

まず、10ページの一般会計でございます。

4部門に分けて審査をいたしました。それぞれ所見を述べておりますが、3番目の衛生部門でございます。平成29年度からの繰り越し事業として、杵藤クリーンセンターごみ処理施設の解体工事について適切な施工のもと無事に完了がなされたところでございます。

その下、現在、新葬斎公園の建設が予定される中、用地造成工事の事業費が想定を大きく上回る見込みとなったことで建設予定地を変更し、事業を進められておりますが、事業実施における計画の重要性に再認識を持っていただき、今後においては、変更点はもとより、計画全体について、いま一度あらゆる観点から精査を行い、利用者である圏域住民の利便性の追求を念頭に置きながら事業費の適切な管理に努め、最も効果的な事業実施となるよう確実な施工を要望しております。

現在の葬斎公園につきましては、計画的な保守や修繕により適切な維持管理で運営されており、新葬斎公園の完成まで引き続き適切な維持管理に努められるようお願いしております。

続きまして、4番目の消防部門でございます。

火災や事故等、圏域住民の有事に備えた体制のみならず、平成29年7月に発生した九州北部豪雨や平成30年7月の西日本豪雨を例に見る近年の激化する自然災害への災害対策の強化に期待が高まる中で、年次計画に基づく施設、設備等の整備を着実に推進されている一方で、依然として厳しい財政状況において、その限りある財源の中で効率的な予算執行による経費削減にも努められております。

平成30年度において、11月から運用開始された消防本部・武雄消防署については、杵藤地区消防事業の重要な拠点として、今後ますますの住民の安心・安全に寄与する消防体制の発展に期待をいたすところでございます。

また、高度な知識や技術を有する人材育成・確保についても、計画に基づく研修や訓練を実施し、消防職員の資質向上に努められております。複雑・多様化する各種災害から圏域住民の生命、身体及び財産を守るため、今後とも各分野における消防力の充実、強化を要望しております。

次に、11ページ、介護保険特別会計でございます。

御承知のとおり、平成30年度については第7期介護保険事業計画の初年度として運営をされておるところでございます。保険料の現年度分の収納率については、前年度と比較して0.15%向上しております。滞納繰越分の不納欠損額については、前年度と比較して286万3,177円減少しております。

そのような中で、新たな取り組みとして給付制限の制度を取り入れるなど徴収努力が見られ、適正な判断基準の模索に努められております。

保険料は制度の健全な運営に欠かせない重要な財源であり、近年における高齢者人口の急増によって超高齢化社会と言われている状態であり、それに伴い、保険給付費は人口の高齢化とともに、さらに増加していくことが予想されるところでございます。

不納欠損処理につきましては、支払いを履行されている者との公平性を期すことを前提に、制度の周知と納付意識の啓発の徹底を図るとともに、一層の収納率向上と不納欠損額の減少に取り組まれるよう要望しておるところでございます。

次に、ふるさと市町村圏特別会計でございます。

ふるさと市町村圏基金の活用については、これまで基金運用益をもとに、広域行政の振興等に寄与する各種事業について取り組まれてきたところでございます。

平成29年度及び平成30年度に基金の一部を取り崩し、ごみ処理施設の解体費として事業費への充当がなされており、また、今後においても新火葬場施設の整備費等へ充当する計画が予定されております。

基金運用収益は今後見込まれない財政状況となりますが、限られた財源を有効に活用していただき、圏域住民の活力につながる事業実施に努められるよう要望しております。

以上、審査に当たり、今後の事務事業等に対する意見と留意点を述べましたが、依然として厳しい今日の財政事情の中で効率的な行政運営を実現することが求められております。

当組合としても、広域行政運営上の諸課題に対する問題意識及びコスト意識を念頭に置いて、構成市町の負担金のあり方や長期財政計画、行財政改革大綱などのさまざまな角度から研究、精査するとともに、社会情勢、住民ニーズ等を的確に反映させた予算編成・執行を行い、事業の効率的推進に徹し、圏域発展のために必要な取り組みを着実に推進されるよう要望いたしまして、決算審査の意見といたします。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ありがとうございました。

西川監査委員さんの報告が終わりました。

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑をされる場合は、最初に、一般会計・特別会計名を言ってから質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決をいたします。採決は議案ごとに行います。

第21号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり認定いたしました。

次に、第22号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり認定することにいたしました。

次に、第23号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり認定いたしました。

しばらくお待ちください。

〔西原監査委員、議員席へ移動〕

日程第14～第16 第24号議案～第26号議案

○議長（坂口久信君）

次に、日程第14. 第24号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）、日程第15. 第25号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）、日程第16. 第26号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（永尾淳一君）

それでは、補正予算3議案について御説明いたします。

まず、第24号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）について説明いたします。

一般会計補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,162万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,783万3千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容につきましては、3ページの次のページから掲載しております補正予算説明書で御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお願いします。

まず、歳入についてです。

1款. 分担金及び負担金、1項. 負担金で3,212万2千円を減額いたしております。負担金の補正は、基本的に平成30年度歳入歳出決算に伴う前年度繰越金から今回の歳入歳出補正にかかわる所要額を差し引いた額を減額しております。

1目. 総務費負担金から5目. 葬斎公園負担金までは前年度繰越分を減額しております。

6目の消防費負担金については、説明欄に記載しておりますとおり、消防費市町負担金を構成する3つの項目で平成30年度分の確定に伴う補正をいたしております。説明欄に記載の地方交付税消防費相当額としたものは、地方交付税を算定するための消防費基準財政需要額をベースに算出している消防費負担金で、平成30年度の消防費基準財政需要額の算定にかかわる補正係数が見直されたことにより減額となるものでございます。

その他2つの項目も額の確定に伴う減額補正をするものでございます。

3款. 国庫支出金、4款. 県支出金は、低所得者保険料軽減負担金による保険料減額賦課

対象が広がり、軽減が強化されたため、それぞれ3,941万3千円、1,970万6千円の増額補正をするものです。

(4) ページをお願いします。

5 款. 財産収入は、消防施設整備基金など定期預金利率の確定に伴い、補正をするものです。

6 款. 繰入金、1 項. 基金繰入金では、葬斎公園施設整備費の平成30年度決算剰余金について、ふるさと市町村圏基金繰入金を減額調整するものです。

7 款. 繰越金では、平成30年度決算剰余金について補正を行うものです。

8 款. 諸収入については、高速道路救急業務支弁金の額の確定に伴う減額補正を行っております。

次に、歳出について説明します。

(5) ページをお願いします。

2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費で、例規集追録代の不足により減額補正をしております。

2 目. 電算センター費は、職員退職手当基金利子積立金の預金利子確定に伴う増額でございます。

3 款. 民生費、1 項. 介護保険費、2 目. 低所得者保険料軽減負担金繰出金で国庫分、県費合わせて5,911万9千円を増額しております。

4 款. 衛生費、1 項. 衛生費、1 目. ごみ処理センター費及び2 目. 葬斎公園費については、職員退職手当基金利子積立金及び財政調整基金利子積立金の預金利子の確定に伴う増額でございます。

3 目. 葬斎公園施設整備費は、財源組み替え補正をしております。

5 款. 消防費、1 項. 消防費、1 目. 常備消防費では、25 節. 積立金で将来の財政需要に備えて1,749万1千円を積み立て、2 目. 消防施設費では、消防施設整備基金積立金へ1億7,561万6千円を計上しております。

ほか、基金利子積立金について、利率の決定に伴い所要の補正を行っております。

(6) ページをお願いします。

6 款. 公債費では、利率の決定に伴い減額補正を行っております。

7 款. 予備費では、ごみ処理施設建設費負担金の平成30年度決算剰余金を補正しております。

す。

以上、第24号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）の説明を終わります。

引き続き第26号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

ふるさと市町村圏特別会計補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ506万2千円とするものでございます。

補正予算の内容については、3ページの次のページからとなります。

補正予算説明書で御説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお願いします。

まず、歳入ですが、1款、財産収入は基金の預金利子の確定によるものでございます。

2款、繰入金は、1款の財産収入及び3款、繰越金の補正に伴い、ふるさと市町村圏基金繰入金の減額をするものでございます。

3款、繰越金では、平成30年度決算剰余金について補正を行うものでございます。

(4)ページをお願いいたします。

次に、ふるさと市町村圏特別会計の歳出の補正についてですが、1款1項1目、ふるさと市町村圏事業費では、19節の負担金補助及び交付金で、前年度繰越金のうち平成30年度に構成市町に配分した各種イベント等助成金及び各種啓発事業交付金にかかわる未執行額相当分を関係市町に再配分することに伴う補正を行っております。

以上、第26号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1回）について説明を終わります。

引き続き第25号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について介護保険事務所長より説明をいたします。

○介護保険事務所長（大串恭隆君）

第25号議案 令和元年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計補正予算（第1回）について説明をいたします。

介護保険特別会計補正予算資料の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成30年度決算に伴う剰余金の処理に関する補正が主なものでございませ

て、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億4,315万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ176億3,126万2千円とするものでございます。

補正内容につきましては、補正予算説明書の事項別明細書で説明をいたします。

(3) ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款 1 項 1 目． 第一号被保険者保険料でございます。7,876万8千円を減額し、計33億8,914万7千円とするものでございます。消費税増税に伴い、ことし4月から低所得者の保険料の軽減が拡大されたことにより、第1段階から第3段階までの軽減で、特別徴収と普通徴収を合わせて7,882万5千円を減額し、また、歳出で補正いたします地域支援事業費分5万7千円と合わせて補正するものでございます。

2 款 1 項 1 目． 介護保険費負担金でございます。2,032万6千円を補正し、計25億571万8千円とするものでございます。随時期の介護報酬改定に伴うシステムの改修の市町村負担分、地域支援事業費分及び消費税増税に伴う低所得者保険料軽減相当の市町負担金の増額分でございます。

4 款 2 項． 国庫補助金でございます。64万9千円を補正し、計13億6,760万6千円とするものでございます。先ほど御説明をいたしました地域支援事業費分に係る分、システム改修に係る国庫補助分でございます。

(4) ページをお願いいたします。

5 款 1 項． 支払基金交付金でございます。400万9千円を補正し、計43億8,348万8千円とするものでございます。

1 目． 介護給付費交付金は、前年度実績に伴う追加交付分です。

2 目． 地域支援事業交付金は、歳出の増額相当分でございます。

6 款 2 項． 県補助金でございます。38万9千円を減額し、計1億5,996万6千円とするものでございます。

1 目． 地域支援事業交付金は、今までの説明と同様でございます。

2 目． 介護保険費県補助金は生活支援の担い手育成事業費で、佐賀県の基金事業です。昨年申請をしておりましたが、ことし4月に佐賀県の予算が確保されていないことが判明いたし、今回、全額を減額するものでございます。

7 款 1 項 1 目． 利子及び配当金でございます。財政調整基金に係る利子分を減額するもの

で、15万3千円を減額し、計166万1千円とするものでございます。

8款1項2目．低所得者保険料軽減繰入金でございます。5,911万9千円を補正し、7,750万1千円とするものでございます。消費税増税に伴い、低所得者の保険料が軽減されたことにより一般会計から繰り入れるものでございます。

9款1項1目．繰越金でございます。5億3,835万7千円を補正し、計5億3,835万8千円とするものでございます。平成30年度決算に伴う繰越金でございます。

歳出です。

(6)ページをお願いいたします。

1款1項1目．一般管理費でございます。佐賀県の基金事業が予算化されなかったことによるもので、42万円を減額し、計2億2,266万9千円とするものでございます。

1款4項1目．給付管理費でございます。3年に1度策定の介護保険事業計画分ではなく、随時期で消費税増税に伴い介護職報酬改定があり、特定事業所加算を受けている事業所につきましては、勤続年数が10年以上のリーダー級の介護職員の処遇に係る分などのシステム改修分で、117万7千円を補正し、計701万6千円とするものでございます。

3款1項4目．高額医療合算介護予防サービス費相当事業費でございます。平成29年8月から1年間で医療保険と介護を合わせた高額分で、該当者のデータ提供は国保連合会からございました。医療保険と杵藤介護保険事務所はそれぞれに通知を行い、今年度申請があり、高額分を支給することになりました。24万7千円を補正し、計4億1,099万8千円とするものでございます。

続きまして、4款1項1目．介護保険財政調整基金積立金でございます。平成30年度精算に伴い、利子積立金で15万3千円を減額し、財政調整基金積立金2億6,388万3千円を補正し、合わせて2億6,373万円を補正し、計2億6,554万4千円とするものでございます。

6款1項2目．償還金でございます。平成30年度の各種事業精算に伴う国庫、県、市町等へ返還金として2億7,841万7千円を補正し、保険者機能強化事業に係る市町返還金は1千円を減額し、計2億8,301万2千円とするものでございます。

第25号議案に係る説明を終了いたします。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（坂口久信君）

どうもありがとうございました。

これより3議案に対する質疑を一括して行います。

質疑される場合は、最初に、一般会計・特別会計名を言ってから質疑をお願いいたします。
質疑の方ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑を終わります。

これより一括して討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論を終わります。

採決いたします。採決は議案ごとに行います。

第24号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第24号議案は原案どおり可決いたしました。

次に、第25号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第26号議案について原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

御異議ないものと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして8月定例会を閉会いたします。

午後3時29分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

令和 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長 坂口久信

議会副議長 片渕栄二郎

3番議員 川原千秋

11番議員 三谷英史

12番議員 山田恭輔